

残念！

<解説>

新単価の適用を開始することとした日（単価改定日）に注意する必要があります。単価の改定について双方が合意した日（合意日）と単価改定日が異なる場合は、合意したからといって単価改定日より前の発注について新単価を適用すると、下請代金の減額（遡及適用）に該当します。